

**重 要**

## 新宿三光商店街ニュース（NO. 37）

新宿三光商店街振興組合 理事長 奥山 彰彦 印  
平成22年 11月29日**1. 四谷消防署、査察のお知らせ！！**

消防法第4条に基づき火災予防の観点から消防の立入検査を実施します。

実施日時：平成22年12月13日(月) 午後6時30分～午後9時30分まで

検査時間：1店舗あたり5分から10分(店舗責任者の立会いをお願いします)

検査要領：口頭による店舗内容の質問及び店内の火災予防上の維持管理状況を検査します。

検査終了時、立会者にサイン記入をいただき、後日検査結果を交付します。

**消防査察のチェック項目**

火気使用設備、ガスコンロ等。

階段、非難口、ドア付近に物が置いてないか？

火気周りの壁(ステンレス板など)防火仕様になっているか？

消火器はきちんと置いてあるか？

カーテン類は防災性能か？

3階部は消防法上営業できません。物置倉庫などにされているか？

防火責任者手帳の有無

\* 消火器を設置していない店舗は、事務所に3,500円で購入できますが、団体に購入すれば少し安く買えるかと思えます。必要な方は12月6日(月)までにお申込みください。

\* 「店舗代表責任者」の名簿を作成いたします。来月組合費集金の際、連絡先等を伺いますのでご協力をお願いします。

\* 予備日は12月14日(火)ですが、二日間とも不在等により実施できなかった店舗については、後日、予告なしに抜きうち検査を実施します。ご了承ください。(四谷消防署)

**2. ゴミ出しの注意事項です。**

時間厳守 ゴミ収集車到着の午前5時45分までにゴミをだしてください。

椅子などの粗大ゴミの不法投棄が目立ちます。粗大ゴミを排出する際は、組合事務所に必ずご連絡ください。

傘(かさ)は営業ゴミではないため、別途に一本100円の廃棄料金がかかっています。

ガラス・ペットボトル類の燃えないゴミは左側、燃えるゴミは右側へ、必ず分別して出してください。

不法投棄(費用が組合負担になっており大変迷惑しています。)を目撃したら、注意するか組合理事、事務所に報告をお願いします。年末に向けてゴミの増加が予想されます。ごみ置き場、みなさんで綺麗に使いましょう。

裏面に続く

### 3 . 組合員親睦旅行ご報告。

本年の福利厚生行事、熱海一泊バス旅行(10月31日、11月1日)は、参加店同士の親交を深め、事故なく無事に行ってまいりました。

### 4 . 組合費滞納者の方へのお知らせ。

大半の方は組合費を予定通りに納入して頂いております。ご協力ありがとうございます。しかし、一部に組合費の滞納者がおられます。当商店街内に、負担金(組合費)無しで単独で営業できる方は一人もおりません。厳しい財務状況の中、平成21年4月に組合費の500円値下げを断行していますし、全員が公平にコスト負担することで三光商店街は維持、存続していることをご理解ください。つきましては、近日中に滞納店舗回りを致します。その際、今後の支払い計画の確認書をご記入いただきます。もし、その約束が守られなかった場合ですが、別依頼の集金者が引き続き伺うことになります。それでもなお、お応えいただけない場合、本年の総会決議により法的な手続きや店舗名の公表も有り得ますので、何とぞご留意ください。該当店舗はご対応のほど、よろしくお願いいたします。

### 5 . 火災警報設置費用等の未払い店舗の方へ。

周知のように、火災から街を守るため、平成14年の消防法改正を受け、町内各店舗と中央制御盤による自動防火警報システムが張り巡らされています。その設置費用等の第一支払い義務者は地主さんです。しかし地主さんが払わなかった場合は、店舗営業者が利益享受者として第二支払い義務者となり、この支払い法を取られた店舗も多数あります。(各店舗負担金47,700円)支払い期日をすでに数年過ぎておりますが、現時点で若干店舗、未払い店が残っております。該当店舗の方は、何とぞご協力いただきますようお願い致します。分割払い等も考慮致します。

なお、年に二度防火システムのメンテナンスが必要ですが、その費用負担も既に組合で行なっております。ご了承ください。

以上

新宿三光商店街振興組合  
TEL・FAX 03(3209)6418  
sankoukumiai@ybb.ne.jp  
HP <http://goldengai.jp>